

平成18年度
地球温暖化対策に関するアンケート調査結果

平成18年7月

北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議

1 アンケート調査の主旨等

この調査は、全道 180 市町村における地球温暖化施策の実施状況、省エネルギー・新エネルギー対策の取り組み状況を把握するため、平成 18 年 5 月にアンケート調査票を郵送し、6 月初旬を目途に回収したものです。

この結果については、北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議事務局でとりまとめを行い、北海道地域エネルギー・温暖化対策推進会議の場で議論を行うとともに、今後の地球温暖化対策を有効に推進していくための資料として活用していくこととしております。

2 アンケート調査の質問事項（アンケート調査票は資料 2 - 2 参照）

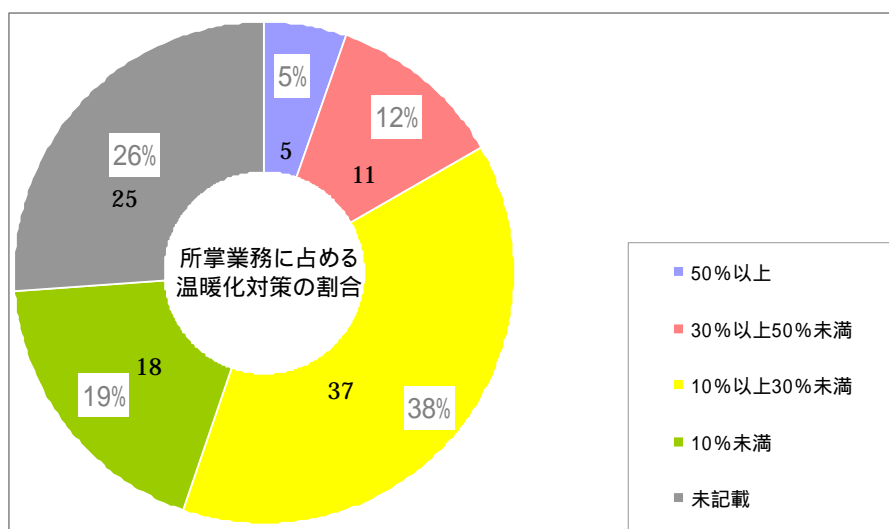
- Q 1 地球温暖化対策法に基づく諸計画の策定状況
- Q 2 地球温暖化対策の実施状況
- Q 3 （財）省エネルギーセンターの施策
- Q 4 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の施策について
- Q 5 ESCO 事業（顧客に省エネサービスを提供する事業）について
- Q 6 省エネルギー設備、新エネルギーの導入等国の支援を受けプロジェクトを実施する希望の有無

3 アンケート調査結果（配布市町村数 180 回答数 96 回答率 53.3%）

【市町村の地球温暖化業務担当部局の業務のうち地球温暖化業務の割合】

回収した 96 市町村のうち過半数の 55 市町村（57.3%）で地球温暖化業務の割合が 30% 未満としているのに対し、50%を超えているとしているのは 5 市町村（5.2%）のみで全体的に地球温暖化業務の割合が低いものとなっている（図 1）。

図 1



Q 1 地球温暖化対策法に基づく諸計画の策定状況

(1) 地域推進計画

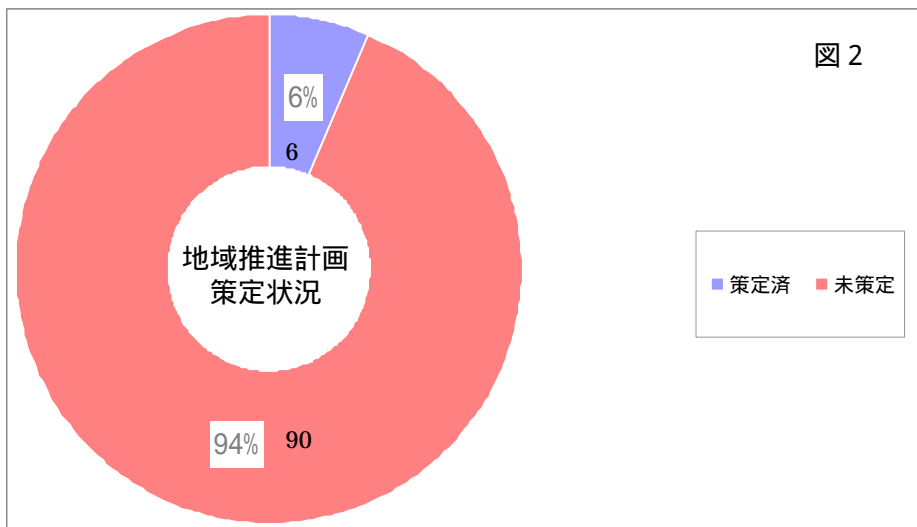
【地域推進計画の概要】

表 1

項目	説明
根拠	法第 20 条第 2 項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。
背景等	平成 14 年の法改正により地方公共団体の行政区域内における全ての人為的な活動に伴う温室効果ガスの排出抑制を目的として法的に位置付けられた（努力規程）。
計画策定のマニュアル	有（地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン、平成 15 年 6 月環境省地球環境局作成）
計画の構成	【参考：横浜市の例】 1 計画策定の背景及び意義 2 市域の概況、地域特性 3 市内のさまざまな活動と温室効果ガスの排出実態 4 地球温暖化防止に向けての取組と施策 5 削減目標と取組指針 6 地球温暖化対策の推進（推進体制、情報公開）
財源措置	無

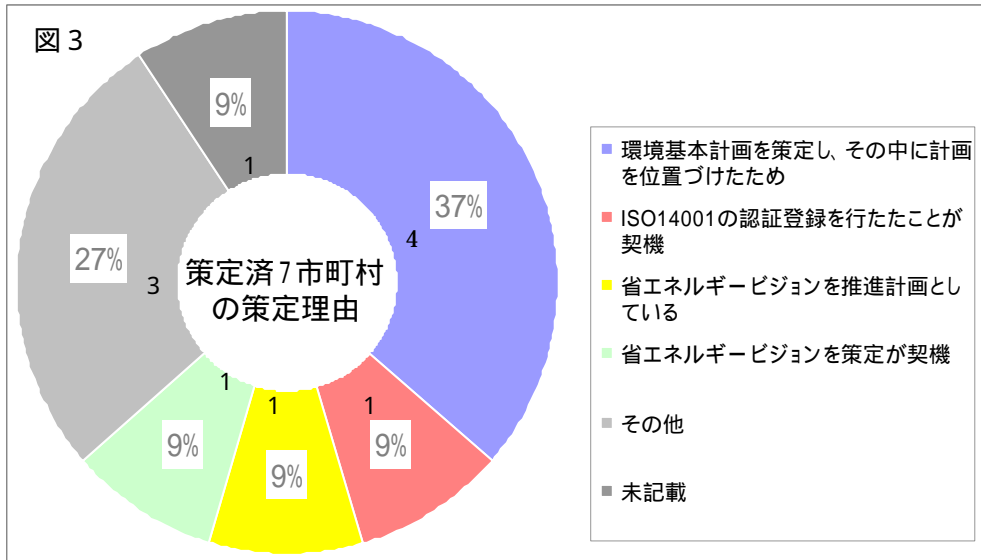
ア 地域推進計画の策定状況

策定済み 6 ・ ・ 6.3% 未策定 9 0 ・ ・ 93.7% 計 9 6 市町村



イ 地域推進計画策定済の市町村の策定理由（1市町村複数回答）

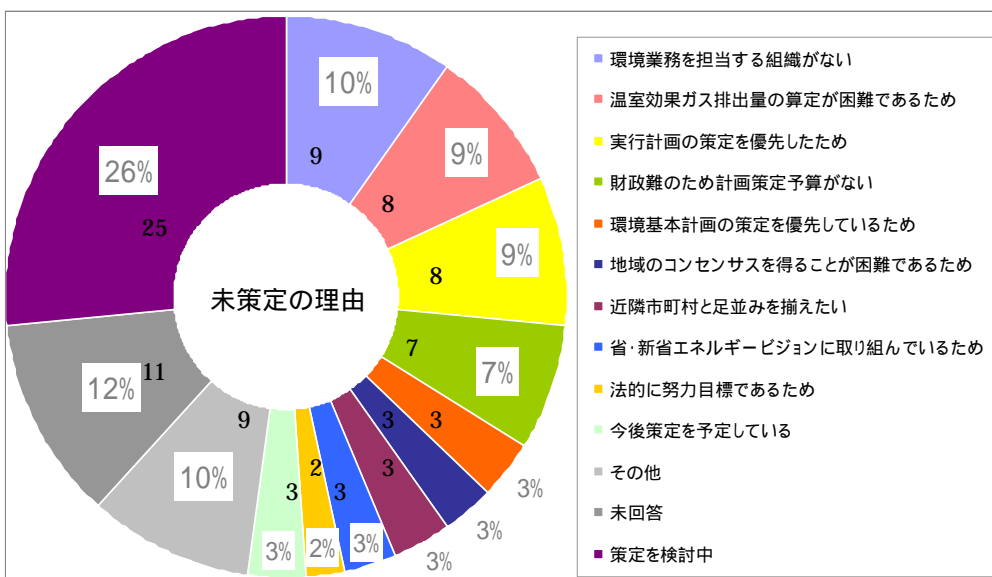
計画を策定した6市町村について策定することができた理由についてみると、環境基本計画を策定し、同計画に位置づけたことが契機となったものが4（36.4%）と最も多く、次いで ISO14001 の認証登録を行ったことが契機となったもの1（9.1%）、省エネルギービジョンの策定が契機となったものが1（9.1%）などとなっている（図3）。



ウ 計画未策定90市町村の未策定理由（1市町村複数回答）

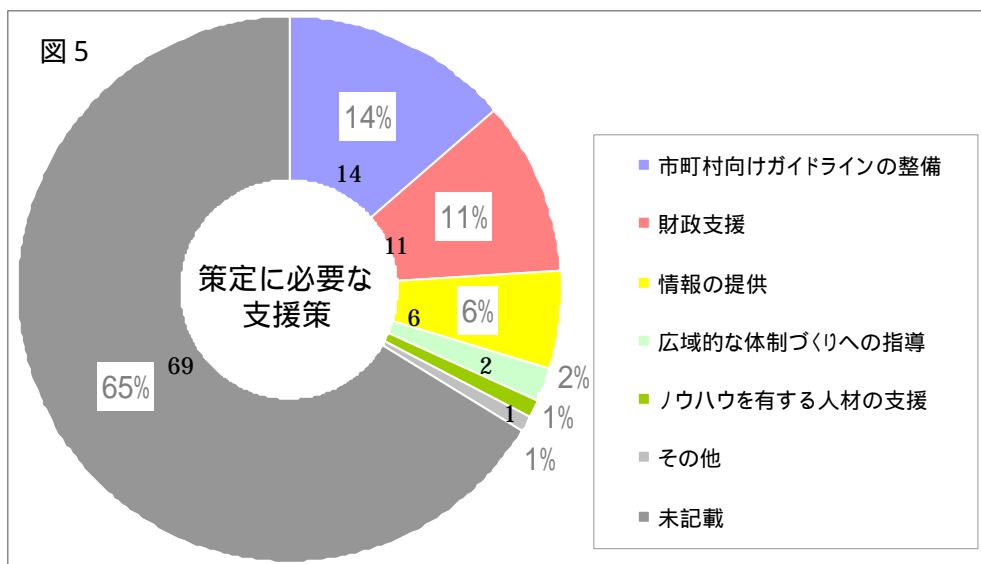
計画策定未策定89市町村について未策定の理由をみると、環境業務を担当する組織がないためが9（9.6%）と最も多く、次いで 地域における温室効果ガス排出量の算定が困難であるものが8（8.5%）、実行計画の策定を優先したためが8（8.5%）、財政難で計画策定予算がないためが7（7.4%）などとなっている（図4）。

図4



エ 計画策定のため必要な支援策（1市町村複数回答）

回収済の 96 市町村について計画策定にはどのような支援策が必要かについてみると、市町村向けガイドラインの整備が 14（13.5%）で最も多く、次いで 財政支援が 11（10.5%）、情報の提供が 6（5.8%）となっている（図 5）。



(2) 実行計画

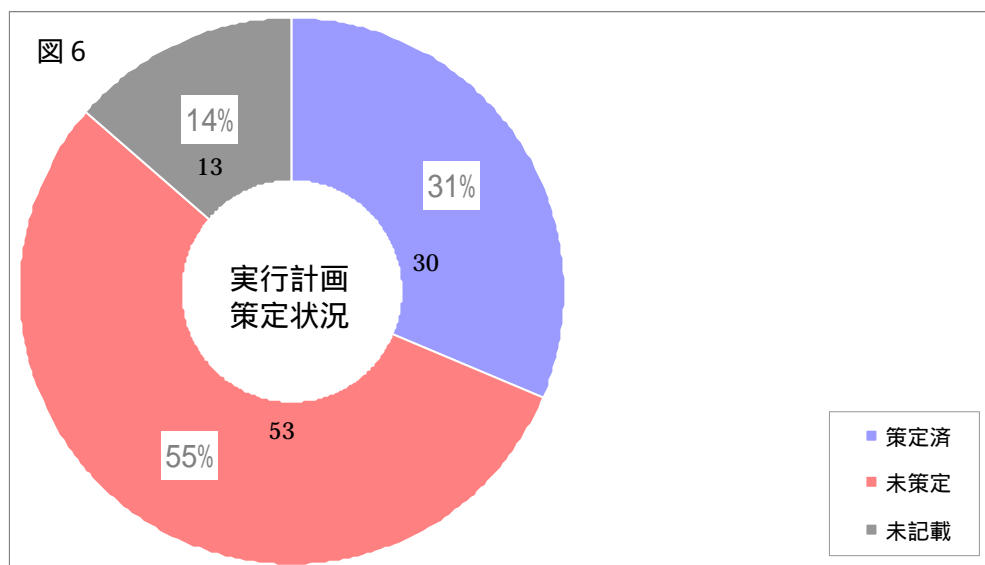
【実行計画の概要】

表 2

項目	説明
根拠	法第 21 条第 1 項 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。
背景等	平成 11 年 4 月に本法が施行された時点で都道府県及び市町村の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減を図るため実行計画の策定が義務づけられた。
計画策定のマニュアル	有（地球温暖化対策の「実行計画」策定マニュアル、平成 11 年 8 月環境省地球環境局作成）
計画の構成	1 基本的事項（計画の目的、計画の期間、計画の範囲） 2 目標（措置の目標、温室効果ガスの総排出量に関する目標） 3 取組（財やサービスの購入・使用に関する取組、建築物の建築、管理等に関する取組、その他事務・事業に関する取組） 4 推進と点検・評価（推進・点検体制、職員に対する研修等、実施状況の点検方法）
財源措置	無

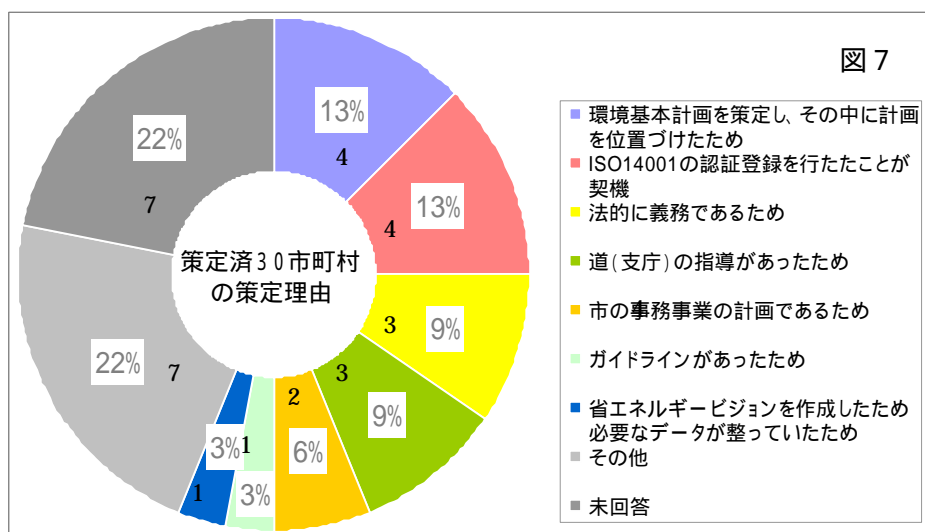
ア 実行計画の策定状況

策定済み 30 ・ ・ 31.3% 未策定 53 ・ ・ 55.2% 未記載 13 ・ ・ 13.5%
計 96 市町村



イ 実行計画策定済の市町村の策定理由（1市町村複数回答）

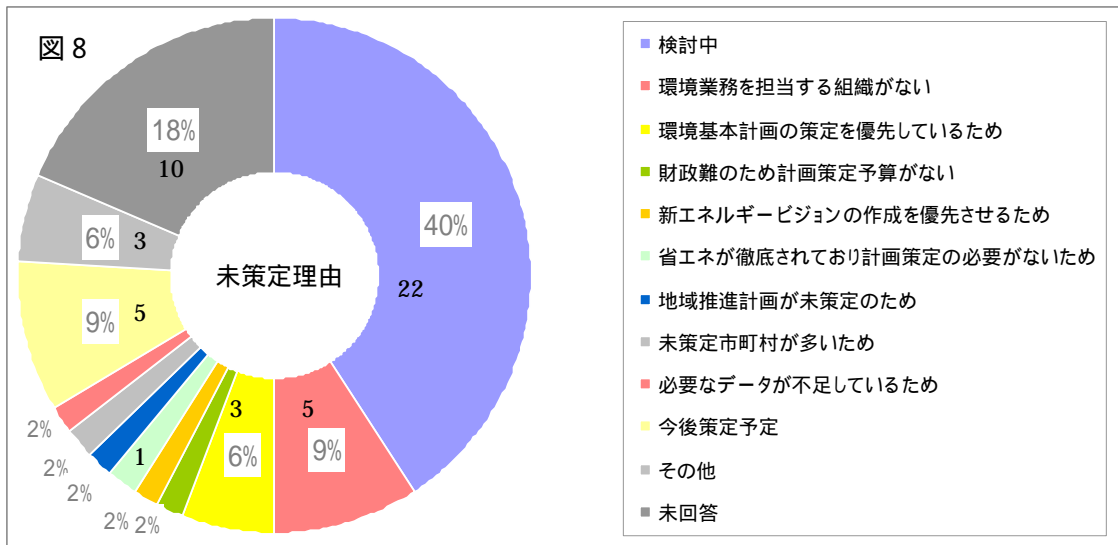
計画を策定した 30 市町村について策定することができた理由についてみると、環境基本計画を策定し、その中に計画を位置づけたことによるが 4（12.5%）、ISO14001 の認証登録が契機となったとしたものが 4（12.5%）で最も多く、次いで法的に義務づけられているためが 3（9.4%）、北海道（支庁）の指導があったためが 3（9.4%）などとなっている（図 7）。



ウ 計画未策定 53 市町村の未策定理由（1 市町村複数回答）

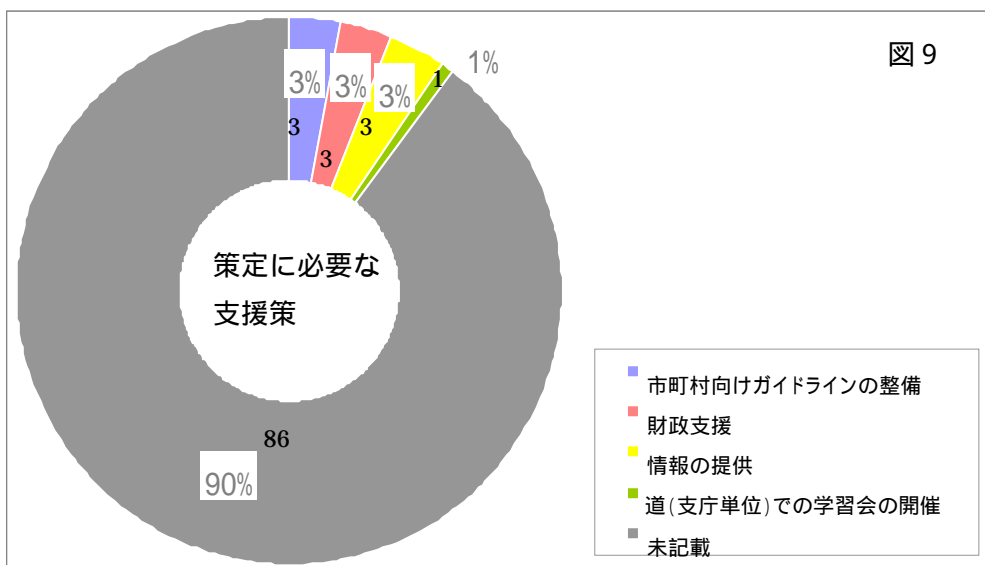
計画策定未策定 53 市町村について未策定の理由をみると、環境業務を担当する組織がないためが 5（9.3%）と最も多く、次いで 環境基本計画の策定を優先させたためが 3（5.6%） 財政難のため計画を策定するための予算がないためが 1（1.8%）などとなっている。

また、計画未策定市町村のなかには、今後策定を予定しているものが 5 市町村（9.3%）、計画策定を検討しているものが 22 市町村（40.8%）含まれている（図 8）。



エ 計画策定のため必要な支援策（1 市町村複数回答）

回収済の 96 市町村について計画策定にはどのような支援策が必要かについてみると、市町村向けガイドラインの整備が 3（3.1%）、財政支援が 3（3.1%）、情報の提供が 3（3.1%）となっている（図 9）。



オ 地域推進計画及び実行計画に関する意見要望（主なもの）

国のガイドラインで自治体のCO2排出量の算定方法が示されているが、都道府県・政令指定都市は都市規模から統計資料を参考とできるが、市町村レベルの指針となるような内容とはなっていない。市町村レベルでは不確実な統計などを使用するため正確性に欠け、高精度の推計は困難。また、交通政策やエネルギー政策は市町村レベルでは難しい。

市町村職員の研修、勉強会を開催していただきたい。

財政支援策（職員不足、知識不足を補うためのコンサル委託、その他財政的）を講じていただきたい。

専門的な分野であるため精通した職員の派遣等人的支援を希望する。

Q2 地球温暖化対策の実施状況

(1) 一般市民向けの普及啓発事業

ア 実施状況

実施	70市町村	72.9%	未実施	14市町村	14.6%
未記載	12市町村	12.5%	計	96市町村	

イ 事業内容（主なもの）（1市町村複数回答）

パンフレットの公共施設への配付（31市町村）

環境家計簿の配付（6市町村）

ポスター・パネルの展示（4市町村）

ホームページでの情報発信（3市町村）

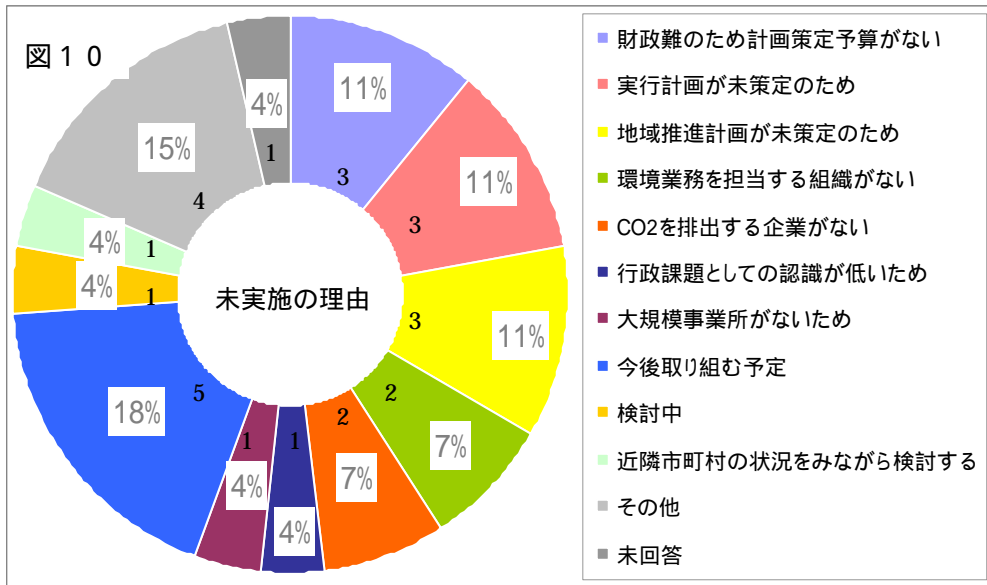
セミナーの開催（2市町村）

ごみの分別、リサイクル運動の推進（2市町村）

出前講座（2市町村）

ウ 事業未実施14市町村の未実施理由（1市町村複数回答）

事業未実施14市町村の未実施理由をみると、財政難で担当職員が不足しているためが3（11.1%）、実行計画が未策定のためが3（11.1%）、地域推進計画が未策定のためが3（11.1%）で、次いで環境業務を担当する組織がないためが2（7.4%）、CO2を排出する企業がないが2（7.4%）などとなっている（図10）。



(2) 市町村の所有施設等で取り組んでいる温暖化対策

ア 実施状況

実施	・ ・ 8 3	86.4%	未実施	4	4.2%
未記載	・ ・ 9	9.4%	計	9 6 市町村	

イ 取り組み内容（主なもの）（1市町村複数回答）

事務室等での電気の節約（47市町村）
ウォームビスの実践（28市町村）
ガソリンの節約（公用車の適正運行、エコドライブ、アイドリングストップ等）（24市町村）
グリーン購入（10市町村）
紙資源の節約（7市町村）
環境マネジメント（ISO14001）の取得（7市町村）
ノーマイカーデーの実施（5市町村）
公用自転車の活用（5市町村）
水使用量の節約（4市町村）
灯油・重油の節約（3市町村）

ウ 未実施4市町村の未実施理由（1市町村複数回答）

- ・ 環境業務を担当する組織がない 2市町村（50.0%）
- ・ 実行計画が未策定のため 1市町村（25.0%）
- ・ 財政難に伴い職員が不足しているため 1市町村（25.0%）

(3) 地域で開催している地球温暖化関係イベント支援、イベントの開催希望

ア 希望の有無

希望有り	・ ・ 8	9.4%	希望無し	・ ・ 5 5	57.3%
検討中	・ ・ 2 4	25.0%	未記載	・ ・ 8	8.3%
計	・ ・ 9 6		市町村		

イ 支援内容、開催を希望するイベント等の内容（主なもの）（1市町村複数回答）

【支援内容】

講師の派遣、会場費の支援（3市町村）

【開催希望イベント】

エコドライブ講習会の開催（2市町村）

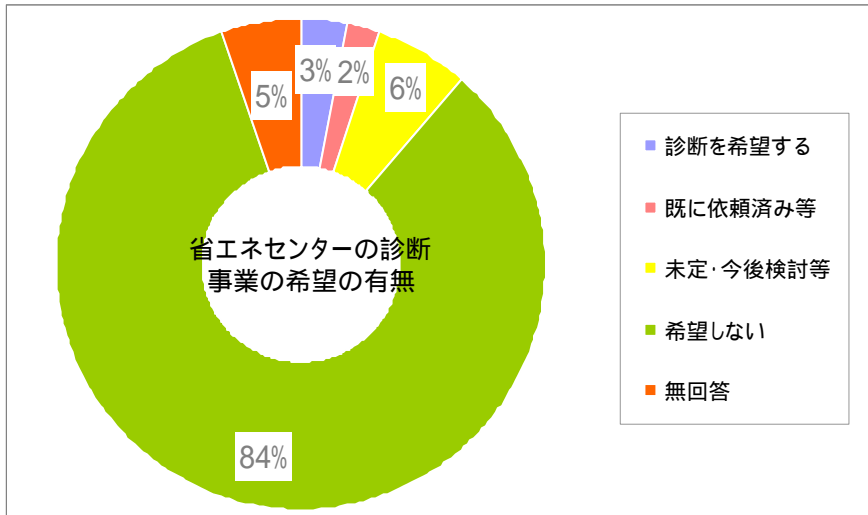
地球温暖化に関するイベント（2市町村）

環境学習リーダー育成の講座の開設（1市町村）

まちづくり協議会と共催したセミナーの開催（1市町村）

Q3.(財)省エネルギーセンターの施策について

診断を希望する、既に依頼済み等、未定・今後検討等をすべて合わせても一割程度であり、希望しないや無回答がほぼ9割を占めている。



省エネルギー診断

(財)省エネルギーセンターにより、年間のエネルギー使用量が原油換算で300k1以上のビルを原則対象とし、無料でエネルギー診断を実施する。エネルギー費の削減に関するアドバイス等を行う。

Q4.NEDOの施策について

(1)省エネルギービジョンの施策の有無

策定済みは約1割で、約9割の未策定のうち今後策定予定有りは僅か4%である。

主なコメントでは、策定・未策定に関わらず財源確保の問題や人員不足が支障として挙げられている。

また、新エネビジョンとの重複についても指摘がある。

地域省エネルギービジョン策定等事業

概要：地域レベルでの省エネルギーの取組を円滑化するため、地方公共団体等が当該地域における省エネルギーの推進を図るために必要となる「ビジョン」策定に要する費用及び事業化フェージビリティスタディに要する費用を補助する。申請先はNEDO。

対象事業： 地域省エネルギービジョン策定調査（初期段階調査）

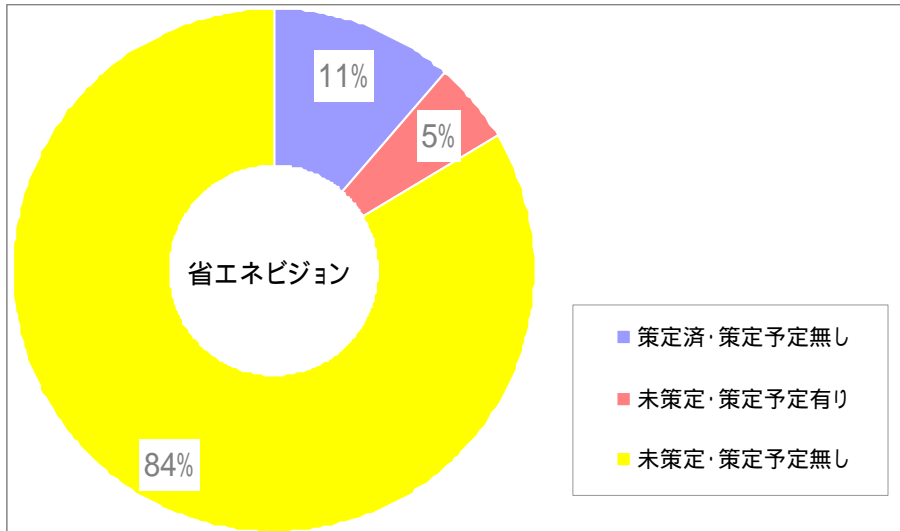
重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査

事業化フェージビリティスタディ調査（事業化FS調査）

補助対象者： ；地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人

；当該事業を実施する者

その他：事業期間は単年度、補助率は定額



< 策定済みの場合の問題点・課題・意見等 > 主なもの

- ・ 策定後が問題
- ・ 組織作りや財源確保が問題
- ・ 率先実行が必要だが財政難が問題
- ・ 費用対効果が問題

< 未策定・策定予定無の場合、その理由 > 主なもの

- ・ 人材、財源不足
- ・ 体制、財源確保のため時期を検討
- ・ 雪氷熱利活用を優先
- ・ 新エネビジョン策定により不要
- ・ 環境基本計画に含まれるので
- ・ 設備改修済み
- ・ 今後検討
- ・ 新エネビジョン策定後検討
- ・ 緊急性なし
- ・ 必要性が感じられない

(2) 新エネルギービジョンの施策の有無

本アンケート回答の自治体(96 件)のうち、ビジョン策定済みは約 4 割である。ビジョン未策定の自治体のうち策定予定のある自治体は 9 件で全体の 1 割に満たない。主なコメントでは、問題点としては予算措置が厳しいという財政上の問題があげられている。(参考：道内全自治体のうちビジョン策定済みの自治体数は 17 年度までに 58 自治体。策定率 32% である)

地域新エネルギービジョン策定等事業

概要：地域レベルでの新エネルギー導入を推進するにあたって、自治体の取組みを円滑化するため、当該地域における新エネルギー導入を図るための「ビジョン策定等」に要する費用の定額を補助するもの。申請先N E D O。

対象事業： 地域新エネルギービジョン策定調査（初期段階調査）

重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査

事業化フィージビリティスタディ調査（事業化F S調査）

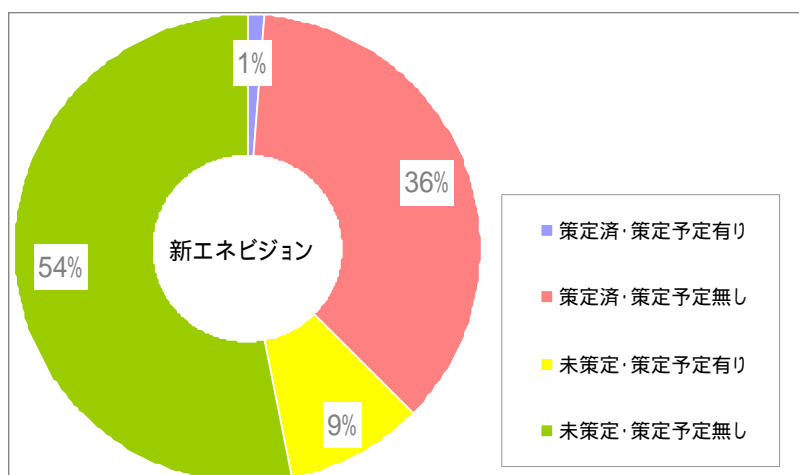
地域創発型需給一体ビジネス等事業化可能性調査

補助対象者： 地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人

以前に新エネルギービジョンを策定した地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人

当該事業を実施する者。

地方公共団体



策定済みの場合の問題点・課題・意見等＞主なもの

- ・予算措置が難しい。財政難のため進まない。
- ・策定後、年数を経過し見直しが必要。
- ・新エネルギーの経済性に課題。
- ・雪氷エネルギーの初期投資が高い、など

<未策定・策定予定無の場合、その理由>主なもの

- ・策定に係る予算負担、人員確保が難しい。
- ・必要性が低い。自治体が取組み必要があるか不明。
- ・地域内にエネルギー開発ができる資源を有していない。
- ・ビジョン策定事業を知らなかった。
- ・検討中（数件）。関係団体と協議中。

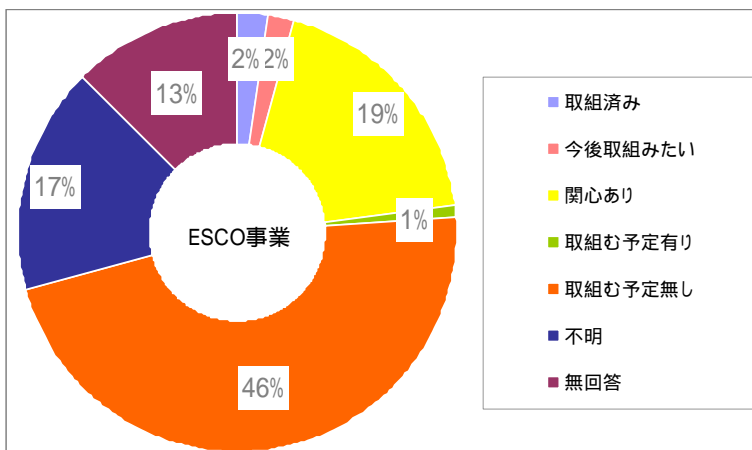
Q5 . ESCO 事業について

取組済み、今後取組みたい、取組予定有り、関心ありをすべて含めても約 1 / 4 程であり、残りの 3 / 4 は取組予定無し等である。

ESCO 事業

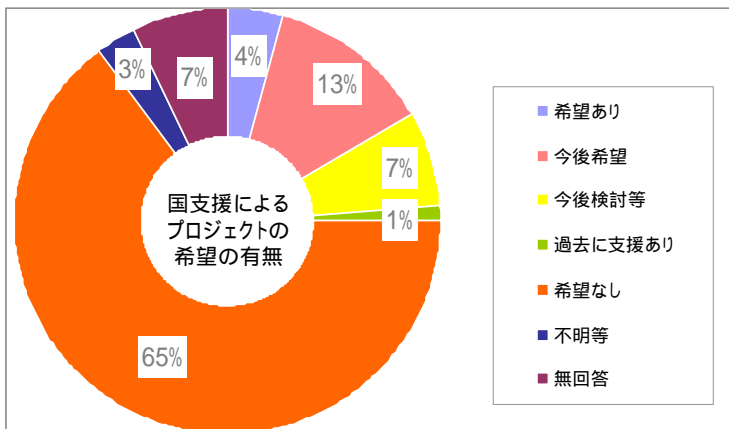
ESCO とは、Energy Service Company の略称で、ESCO 事業とは省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業。ESCO 事業者は、顧客に対し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー改修工事を実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する。ESCO 事業者は、顧客の省エネルギー効果（エネルギー費用の削減分）の一部を報酬として受け取る。

ESCO 事業者と顧客の契約方式には、ギャランティード・セイビングス契約とシェアード・セイビングス契約の 2 通りあり。



Q6 . 省エネルギー設備、新エネルギーの導入等 国の支援を受けプロジェクトを実施する希望の有無

希望有り、今後希望・検討等を合わせても約 1 / 4 程であり、残り 3 / 4 が希望無し等である。希望する省エネプロジェクトでは ESCO、アイドリングストップ等が挙げられている。



<省エネについて、希望ありの場合、その内容> 主なもの

- ・ E S C O 導入
- ・ 財源確保できれば実施したい
- ・ アイドリングストップ、家庭の省エネ等の施策
- ・ コージェネや地中熱ヒートポンプによる地域構想に資金支援や協働支援を期待

<新エネについて、希望ありの場合、その内容> 主なもの

- ・ バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業を実施中。
 - ・ 地中熱、未利用エネルギー、太陽光、風力について支援を要望。
 - ・ 雪山による冷房事業を実施予定。

その他 自由記載

支援制度の使いにくさ、地元業者との調整困難、燃料費高騰、等の問題点が挙げられている。

また、省エネの民生普及の方策や広報へのアドバイス等が挙げられている。

<自由記載> 主なもの

- ・ 補助メニューが使いにくい
- ・ 小、中規模の太陽光等の補助を希望
- ・ 地元業者との調整が困難
- ・ 燃料費高騰で進まない
- ・ 施設老朽化で効果的省エネが困難
- ・ 予算確保の手続きから、前年度に支援制度のフレームがオープンになり内定の手続きがされることを希望
- ・ N E D O の補助金は時期的に使いにくい
- ・ 省エネの民生部門への普及には N P O やマスコミとの情報交換等の土台が必要
- ・ 広報はターゲットを決めた方が効果的